

松江市人権施策推進基本方針

〔第二次改定〕

平成31年3月

松 江 市

目 次

■ 第1章 基本的な考え方	1
1 基本方針改定の趣旨	1
2 人権をめぐる国内外の動向	2
3 改定版の性格と位置付け	5
4 基本理念	6
■ 第2章 人権施策の推進と体制の整備	7
1 施策の推進	7
1 学校等における取り組み	7
2 地域社会における取り組み	8
3 家庭における取り組み	10
4 企業等における取り組み	11
5 隣保館における取り組み	13
6 市職員及び教職員等(特定職業従事者)に対する取り組み	13
2 体制の整備	16
■ 第3章 各人権課題への対応	17
1 女性	17
2 子ども	20
3 高齢者	22
4 障がいのある人	23
5 同和問題	26
6 外国人	28
7 患者及び感染者等	29
8 インターネットにおける人権侵害	31
9 性自認・性同一性障害に関わる人権問題	32
10 災害に伴う人権問題	34
11 様々な人権課題	35
■ 参 考 資 料	38
世界人権宣言(抜粋)	39
日本国憲法(抜粋)	41
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	43
同和対策審議会答申 前文	45
部落差別の解消の推進に関する法律	46
松江市の主な取り組み	47
国内の主な取り組み	49
国際的な主な取り組み	51
松江市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱	53
松江市人権施策推進基本方針検討委員会 委員名簿	54
松江市人権施策推進連絡会設置要綱	55
松江市人権施策推進連絡会構成員	56
松江市人権施策推進基本方針第二次改定経過	57

※ 本方針は、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、以下のものは表記変更の適用除外とします。

- ・法令、条例等の名称・制度名、事業名、関係団体名、施設名、本市以外が作成した様式等
- ・人や人の状態を表さないもの、医療用語等その他適当でないもの

第 1 章 基本的な考え方

1 基本方針改定の趣旨

人は誰でも、生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、そして、人間が人間らしく生きる権利を生まれながらにして持っています。これを「人権」と言います。「人権」と言うと、普段あまり意識することがなく、難しいもの、堅苦しいものと考えたり、自分に関係ないものなどと受け止めたりする傾向があります。しかし、「人権」は、日常生活の場である家庭や職場、学校等のあらゆるところで私たちが幸福に生活するために必要なものです。そして、歴史の過程で育んできた大切な権利であり、不断の努力によって保持していくものです。

日本国憲法では、第 11 条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」とされ基本的人権の尊重が明文化されています。人権の尊重は平和の基礎であり、あらゆる差別と人権侵害の撤廃に努めることは、「人権の世紀」といわれる 21 世紀の重要な課題です。

これまで、その解決が国の責務であり国民的課題である同和問題や女性、子ども、高齢者、障がいのある人などにかかわる人権問題に対し、人権が尊重される社会の実現をめざして様々な取り組みが進められてきました。しかし、依然として多くの人権問題が残存しています。

さらに、社会経済情勢の急速な変化に伴い、インターネットを悪用した人権侵害など新たな問題が顕在化し、人権問題はますます多様化、複雑化の傾向にあります。そのため、国においては平成 28 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成 28 年法律第 68 号)」、「部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)」などが施行されました。今後とも、様々な人権課題の解決に向け、人権教育・啓発のより積極的な取り組みが求められています。

また、松江市は平成 30 年 4 月に中核市に移行し、権限の拡大により、市民に身近なサービスを総合的に担うこととなり、人権施策の更なる充実が求められています。人口減少が進む中、本市が住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人から「選ばれるまち 松江」として、発展していくためには、私たち一人一人が、お互いの個性や価値観の違いなどの多様性を尊重し合い、国籍、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらずすべての人の人権が尊重されるまちづくりを進めていくことが必要です。

このようなことから、平成 19 年 3 月に策定した「松江市人権施策推進基本方針(以下「基本方針」という。)」に沿って、人権施策をより総合的かつ効果的に推進してきましたが、これまでの取り組みの成果や課題及び平成 29 年 9 月に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえるとともに、平成 25 年 3 月の第一次改定以後の国内外及び市の法令・計画などの動きや新たな課題への対応を含め改定を行いました。

2 人権をめぐる国内外の動向

(1) 国際的な取り組み

- ・二度にわたる悲惨な世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まっていき、昭和23年(1948年)12月10日、国際連合(国連)は「世界人権宣言」を採択しました。この宣言は、すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならないことを定めており、国際社会の基本的ルールの大きな柱となっています。
- ・これを実効性のあるものにするために、「国際人権規約(『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』、『市民的及び政治的権利に関する国際規約』)」や「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの人権に関する条約が次々に採択され、また、人権に関する「国際婦人年」、「国際児童年」などの数々の「国際年」を定め取り組みを進めてきました。
- ・こうした数々の取り組みにもかかわらず、様々な人権問題が生じており、特に、東西冷戦の終結により、地域紛争、民族紛争が一举に表面化し人権が危機的な状況を迎えています。
- ・国連は、平成6年(1994年)「人権教育のための国連10年(1995～2004年)」を決議し、その後、平成16年(2004年)には「人権教育のための世界計画」を定め、各国政府に対して人権に対する取り組みの強化を求めました。
- ・その後も国連は、「障害者の権利に関する条約」、「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」を発効してきました。そして、これまでの各条約については専門委員会を設置して、締約国の順守状況の監視を続けています。

※国際的な主な取り組みの一覧表を、本書最後部(P51)に掲載しています。

(2) 国内の取り組み

- ・我が国では、日本国憲法に規定された基本的人権尊重の理念の下、様々な国際条約を批准するとともに様々な法律や制度を整備し、特に、我が国固有の人権問題である同和問題の解決を中心として人権尊重の取り組みが進められてきました。
- ・同和問題については、昭和40年に「同和対策審議会答申」が出され、この答申を踏まえて、同和対策事業、同和教育が進められてきました。「平成8年地域改善対策協議会意見具申」では、同和対策に関する一連の特別措置法失効を踏まえた人権教育・啓発推進の新たな方向性が示されました。

- ・国連の「人権教育のための国連 10 年」を踏まえ、平成 9 年に「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」を策定し、国際的な流れと連動した取り組みを開始しました。これにより「男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)」の施行や平成 23 年に改正された「障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)」など、各人権課題にかかわる法制度の整備が進められてきました。
- ・平成 12 年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成 12 年法律第 147 号)」が施行され、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国及び地方公共団体の責務として規定されました。これに基づき、平成 14 年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなりました。平成 20 年に、「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」が出され、人権教育の指導方法や教材など学校現場での指導に活かされています。
- ・平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。この法律は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を目的に定められました。
- ・平成 28 年 6 月 3 日に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が施行されました。この法律は、国や県、市町村が教育や啓発を充実し、相談体制を整備することについて定めることにより、外国人に対する差別的言動の解消を目的に定められました。
- ・平成 28 年 12 月 16 日に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が施行されました。この法律は現在もなお部落差別が存在しており、部落差別の解消に関する基本理念とともに、国や県、市町村の責務を明らかにし、相談体制についての充実を図ることにより、部落差別のない社会を実現することを目的に定められました。

※国内の主な取り組みの一覧表を、本書最後部(P 49)に掲載しています。

(3) 本市の取り組み

- ・国の法律に基づいた同和対策事業を進める一方で、昭和 50 年に「松江市同和教育要綱」を、昭和 56 年に「松江市同和教育基本方針」を策定し、同和教育・啓発を継続的に進めてきました。
- ・平成 8 年には、「人権教育のための国連 10 年」などの国際的な潮流も踏まえ、「松江市同和教育基本方針」の全面改訂を行いました。
- ・平成 15 年には、多様化、複雑化の傾向にある人権施策を全庁的に調整するため、「松江市人権施策推進連絡会」を設置しました。

- 平成 19 年には、前年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、松江市における人権施策を総合的に推進するため、「基本方針」を策定しました。
- 「基本方針」は、策定後の人権をめぐる状況の変化、施策の推進状況、平成 24 年及び平成 29 年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、平成 25 年及び平成 31 年に二度にわたる改定を行いました。
- これらの方針のもと、女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題などの様々な人権課題について、個別の分野ごとの計画やプランを策定するなど、関係機関と連携しながら施策を行っています。

※ 本市の主な取り組みの一覧表を、本書最後部(P47)に掲載しています。

3 改定版の性格と位置付け

- ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、本市としての人権教育・啓発に関する基本的な施策の方向を定めるものです。
- ・「松江市総合計画」を上位計画とした本市の部門別計画の一つと位置付け、多様化、複雑化する人権問題を総合的に調整し、人権課題ごとに個別に進められてきた教育・啓発等の有機的な連携を図るものです。
- ・「平成8年地域改善対策協議会意見具申」及び「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年閣議決定)、(平成23年一部変更)」等の趣旨を踏まえ、同和対策に関する一連の特別措置法失効後における本市の人権施策推進の方向性を示すものです。
- ・「部落差別解消推進法」をはじめとする、近年、新たに施行された人権関連法の趣旨を踏まえ、本市としての人権施策の新たな方向性を示すものです。
- ・平成25年に改定した「基本方針」を発展的に継承するものです。

4 基本理念

次の3項目を基本理念とし、市民一人一人が主体となって、人権問題に取り組み、住む人にも、そして訪れる人にもやさしい人権が尊重されるまちづくりを進めます。

「ひとごと」から「わがこと」へ

すべての市民が、人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動する社会をめざします。

共生の心の醸成と「人権文化」の創造

すべての市民が、お互いの個性や価値観の違いや多様性を尊重し合い、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず能力を発揮できる社会をめざします。また、生活の中に人権を尊重する意識が根付く社会をめざします。

共創・協働と連携による「人権のまちづくり」

人口減少、少子高齢化が急激に進む中、地域社会や家庭のきずなを大切にし、市民、NPO、市民活動団体、企業、行政などが人権問題の解決に向け有機的に連携できる社会を知恵を出し合い一緒になってつくりまします。

第2章 人権施策の推進と体制の整備

1 施策の推進

人権教育・啓発は、人権の意義や重要性を単に知識として認識するだけではなく、日常生活の中で、行動や態度となって現れることをめざしています。そのためには、市民一人一人が、様々な人権問題についての認識を深め、その解決を自らの課題としてとらえるとともに、差別を見抜き、差別をなくす実践力が高められるよう、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進する必要があります。

平成29年に実施した「人権に関する市民意識調査」によると、講演会や研修会に参加した経験が多い人ほど人権感覚の高まりが見られます。一方で、参加者の年代の偏りや無関心層の増加などから、より多くの市民が啓発の機会に接することができるよう啓発手法の創意工夫も必要です。

人権教育は、学校等、地域社会、家庭などにおいて取り組まれ、人権啓発は、地域社会、企業などにおいて取り組まれています。相互に重なり合う部分も多いことから、人権教育・啓発を有機的に連携して推進します。また、人権教育・啓発の他に、相談などの人権に関する施策を関係する機関において取り組みます。

1 学校等における取り組み

学校、幼稚園、保育所、認定子ども園は、子どもが発達段階に応じて、集団生活の中で他人との関わりを学ぶ場です。そして様々な活動を通じて、子どもが人権尊重の意識を高め、命の大切さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心といった豊かな人間性を培うことが重要です。

そこで、学校等の教育においては、教育活動全体を通じて、幼児児童生徒一人一人の、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、「いじめ」など、あらゆる人権侵害を許さない態度や実践力の育成を図ります。

また、家庭や地域と連携しながら、学ぶ権利をはじめ、一人一人の子どもの権利が保障され、互いに人権を尊重し合う学校・学級づくりを進め、生きる力の向上と進路の保障に努めます。

(1) 基本的な考え方

- ・「島根県人権施策推進基本方針(第一次改定)(平成20年島根県)」、「人権教育指導資料(平成14年島根県教育委員会)」及び「人権教育指導資料 第2集 しまねがめざす人権教育 学校教育編(平成27年島根県教育委員会)」の趣旨を踏まえ、すべての学校等において、進路保障^(注1)など同和教育の成果を活かした人権教育を積極的に推進します。

注1 進路保障

すべての子どもたちの実態とその背景に目を向け、一人一人が将来をたくましく切り拓いていく力、すなわち「生きる力」を育てていこうという理念。

(島根県教育委員会「人権教育指導資料 第2集 しまねがめざす人権教育 学校教育編」より)

- ・取り組みを進めるにあたっては、特に次の点を重視して積極的に推進します。
 - ① 人権教育の理念をすべての教育活動の基底に据え、全教職員により教育活動の全体を通して日常的に推進します。
 - ② 教職員一人一人が、差別の現実から深く学び、人権問題に対する科学的認識と差別解消への自己課題化を図るとともに、差別をなくす教職員集団づくりを推進します。
 - ③ 幼稚園、保育所、認定子ども園においては、人権尊重の精神の芽生えを育み、差別を生まない人間関係づくりや豊かな人間性を育む保育活動を推進します。
 - ④ 学校においては、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別を許さない人権意識と差別解消への意欲や実践力を高める教育活動を推進します。
 - ⑤ 幼児児童生徒の学力向上と進路保障の充実を図ります。
 - ⑥ 学校間及び保幼小中高など異校種間連携教育の中で、発達段階に応じた系統的な指導を推進します。
 - ⑦ P T A活動における人権問題の研修や保護者啓発を進め、地域や家庭の理解と協力を得ながら、学校等における人権教育を効果的に推進します。

(2) 重点的な取り組み

- ・各学校等における人権教育の推進を図ります。
- ・人権教育活動事業推進校・園及び小中一貫活動事業実施校における取り組みの成果を活かし、人権教育の推進を図ります。
- ・教職員に対する人権教育研修の充実を図ります。
- ・幼児児童生徒に対する進路保障の推進を図ります。
- ・家庭、地域、関係機関等との連携体制の充実を図ります。

2 地域社会における取り組み

人々の生活の場である地域社会は、日常出会う人々を通して、善悪の判断や生活習慣などを身に付けていく重要な学習の場であり、お互いの人権を尊重する意識や他者の思いや願いに共感し、共に考えようとする態度を育む役割があります。

しかし、核家族化の進展や少子高齢化の進行など、地域社会での人間関係や社会意識の希

薄化などによる社会を取り巻く環境の急激な変化によって、地域社会が役割を十分に果たすことができなくなっています。その問題の解決のために、住民は地域を構成する担い手であることを意識し、主体的に地域にかかわっていくこと、また、学校や企業、行政などとのネットワークを構築することが重要です。

地域社会においては、これまでも、公民館等の社会教育施設における講座開設や人権学習の機会提供、ボランティア活動の推進などにより学習活動が進められてきましたが、今後も、一層学習機会や情報提供するとともに、指導者養成支援等を通して、公民館等を中心に地域の特性を活かした人権学習を推進します。

さらに、自主的に人権問題に取り組む市民、NPO、公民館をはじめとする地域団体等多様な主体が対等な立場で尊重し合い、専門知識や得意分野を活かして連携・協働し、人権課題の解決に向けた取り組みを推進します。

そして、市民一人一人が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、その解決を自らの課題としてとらえることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるため、市民啓発を推進します。

(1) 基本的な考え方

- ・「島根県人権施策推進基本方針(第一次改定)」及び「人権教育指導資料」の趣旨を踏まえ、市内各地域の公民館や「地域人権教育推進協議会」等において、同和教育の成果を活かした人権教育の主体的な取り組みの推進を図ります。
- ・取り組みを進めるにあたっては、特に次の点を重視して積極的な推進に努めます。
 - ① あらゆる差別の解消と人権尊重の精神の確立をめざし、地域づくりの基盤として、地域ぐるみの人権教育を積極的に推進します。
 - ② 推進体制の充実を図るとともに、推進組織の研修を促し、指導者の養成と確保に努めます。
 - ③ 市民に対する人権教育の推進にあたっては、魅力ある学習内容の提供と幅広い研修活動や実践活動を創意工夫します。
 - ④ 研修や人権に関する情報等について広く周知するために広報の充実を図ります。

(2) 重点的な取り組み

- ・各「地域人権教育推進協議会」や公民館等と連携し、各地域における人権教育及び人権啓発の推進を図ります。
- ・松江市地域人権教育推進協議会連合会などにおいて、研修や情報交換、視察等を行い地域におけるリーダー育成や地域間の交流を図るなど、全市的な取り組みを実施します。
- ・「人権を考える市民の集い」等の市民啓発事業を実施し、幅広い市民に啓発の機会を提供します。

- ・「市報松江」をはじめ、マスメディア、インターネット等様々な広報媒体を積極的に活用し、市民広報を推進します。
- ・より多くの市民が啓発の機会に接し、人権問題の解決を自らの課題として認識できるよう、魅力ある啓発手法の創意工夫を図ります。
- ・自主的に人権問題に取り組む市民、NPO、公民館をはじめとする地域団体や国や島根県などの行政機関などと相互の連携と情報交換を進め、課題の解決に向けて実効性のある取り組みを進めます。そして、広がりをもった市民啓発を行います。その取り組みによって多くの市民に人権尊重の機運の醸成を図ります。
- ・若い世代が多く参加する団体との連携や会合・イベント等の機会を活用した啓発の実施などにより、若い世代に対する啓発に努めます。

3 家庭における取り組み

家庭は、すべての教育の出発点であり、家族とのふれあいを通して、他者への共感や善悪の判断、人間の尊厳、生命の尊重など人権意識の基本的な学習の場として重要な役割を果たしています。また、人格の基礎も家庭において形成されます。

家庭教育においては、大人が偏見を持たず、差別をしない、差別を許さないなどの人権感覚をもって子どもと接することが重要です。また、子育てや介護をはじめ家事などに男女が協力してあたり、家族が互いに尊重し助け合う意識づくりを進めることも重要です。

しかし、少子化や核家族化等家族形態の多様化が進む中では、家庭における養育力が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)^(注2)、子どもの養育放棄など、家庭において様々な人権問題が顕在化している状況が多く見受けられます。

このような問題を解決していくためには、家庭、学校、地域社会及び各種団体等の相互連携を深めることが大切です。

注2 ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人など親しいパートナー間でふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力などがある。

(1) 基本的な考え方

- ・学校(幼保を含む)・各種行政機関・民間団体等との連携を深め、家庭における人権教育が促進されるような学習機会の充実や情報の提供を図ります。
- ・子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の充実を図り、家庭の教育力向上を支援します。

- ・子どもが望ましい生活習慣や情報活用能力を身につけることができるように、家庭における意識向上をめざします。

(2) 重点的な取り組み

- ・家庭教育に関する学習機会や情報の提供については、保護者としてどのように子どもと向き合えば良いのか、保護者としての役割や子どもとのかかわり方について気づくことができるような啓発を実施します。
- ・様々な困難を抱える子ども・若者や悩みを持つ保護者に対する相談事業については、指導助言、学習支援、就労支援など、必要に応じて多方面からアプローチすることにより、家庭の教育力向上につながるよう継続的に支援を行います。
- ・電子メディア機器との長時間の接触や有害情報の閲覧が子どもに及ぼす影響を踏まえ、家庭において子どもの健全な発達を優先にした利用の工夫や保護者が子どもとともに望ましい情報活用能力を育てるよう支援します。
- ・乳幼児期からの健康的な生活習慣や食習慣の定着を図るため、地域の乳幼児教室や乳幼児健診等の機会をとらえ、保護者に対する助言や意識啓発を行い、その育成・定着を図ります。
- ・子育て支援・家庭教育支援を目的とした研修においては、参加型学習の手法を用いて、参加者同士の交流を図り、保護者同士のつながりや学校・家庭・地域とのネットワークの構築に努めます。

4 企業等における取り組み

企業は、従業員、消費者、取引先など地域の人々と深い関わりを持って活動し、地域社会に大きな影響を与えています。企業も社会を構成する一員であるという考えから、企業の社会的責任(CSR)^(注3)や社会貢献が求められています。ハラスメント^(注4)などのない誰もが働きやすい職場づくり、安心・安全なサービスや製品の提供、人権問題や環境問題への積極的な取り組みなど、企業の持つ社会性・公共性からその取り組みの重要性はますます高まっています。

また、平成29年に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」によると、「差別や人権侵害を受けたと感じたこと」として「職場での待遇や上司や同僚などの言動」をあげた人が最も多い、という結果が出ています。職場における人権意識の高揚が求められていると言えます。

企業等が、人権問題解決に向けての社会的責任の自覚を深めると同時に、経営者及び従業員の一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、自らの課題としてとらえることで、人権を尊重し、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるよう、人権教育・啓発活動を推進します。

注3 CSR(コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティ)

法令遵守に加え、企業等の自発的活動として、人権問題や環境保護活動などに取り組むことにより、社会的責任を果たしていくこと。

注4 ハラスメント

他者に対する発言・行動が相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与えること。セクシュアル・ハラスメント(性的発言・行動による嫌がらせ)、パワー・ハラスメント(権力を利用した嫌がらせ)などがある。

(1) 基本的な考え方

- ・「平成8年地域改善対策協議会意見具申」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」等を踏まえ、様々な人権問題について積極的に企業等の啓発活動の推進を図ります。
- ・企業等の人権問題への取り組みをCSR活動の重要な要素として位置付けます。

(2) 重点的な取り組み

- ・企業等において、自主的な職場内研修の取り組みが促進されるよう、情報提供、指導助言、講師派遣等を実施します。
- ・松江公共職業安定所等の関係機関と連携し、公正採用選考人権啓発推進員研修、企業内人権同和問題トップセミナー等を開催し、公正採用選考の徹底及び職場内研修の促進を図ります。
- ・近年の雇用環境の変化を踏まえ、正規雇用労働者だけでなく、非正規雇用労働者等に対しても、職場内研修が行われるよう企業等に働きかけます。
- ・「松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会」の自主的な活動を支援し、企業等の人権研修活動の活性化を図るとともに、未加盟の企業に対し積極的に加入を促します。
- ・「えせ同和行為」等の情報連絡を積極的に行い、根絶を図ります。
- ・近年急速に関心が高まっているCSR活動において、人権問題への取り組みをCSRの重要な要素として位置付けたうえで、CSRへの関心を高める機運の醸成を図ります。
- ・企業等において、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどをはじめとする様々なハラスメントのない職場づくりを推進するように働きかけます。

5 隣保館における取り組み

本市では、「社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)」に基づく隣保事業を行う施設として 3 館の隣保館を設置しています。地域社会全体の中で、福祉の向上や様々な人権問題解決のための啓発・交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、各種相談、福祉、啓発、交流等の事業を総合的に推進していきます。

(1) 基本的な考え方

- ・「同和対策審議会答申」の精神に基づき、また、「平成 8 年地域改善対策協議会意見具申」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「隣保館設置運営要綱(平成 14 年厚生労働省)」、「生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」等を踏まえ、地域福祉の推進と人権のまちづくりの拠点施設として事業の推進を図ります。

(2) 重点的な取り組み

- ・相談・自立支援の拠点施設として、生活上の相談や人権に関わる相談に応じ適切な指導助言を行うことで各種課題の実態把握・解決、自立支援を進めます。また、各種相談関係機関との連携を強化します。
- ・地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、隣保館の 3 館が相互に情報交換・連携しながら、関係機関とともにあらゆる人権問題の解決促進を図ります。
- ・人権啓発・情報発信の拠点施設として、学習会等の開催、広報誌の発行等により、積極的に啓発・広報事業を進めます。来館研修はもとより、講師派遣、出張研修等についても積極的に対応します。
- ・町内会・自治会等、公民館、社会福祉協議会、地域、学校の関係機関・各種団体とも積極的に連携し、事業を推進します。

6 市職員及び教職員等(特定職業従事者)に対する取り組み

公務員、教職員など 13 種類の業種に従事する者に対しては、『「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画』及び「人権教育・啓発に関する基本計画」において「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者(特定職業従事者)」(注 5)と規定され、教育の充実が求められています。特に、市職員及び教職員等は、人権に関する責任の重大性を認識し、人権

問題の解決を自らの課題として、自覚と使命感を持って職務にあたることが重要です。

一人一人が、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるとともに、あらゆる差別をなくしていこうとする態度と実践力を高めるため、研修等を通じて人権教育の充実を図ります。

注5 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者(特定職業従事者)

検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者

(1) 基本的な考え方

- ・「平成8年地域改善対策協議会意見具申」、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「生活困窮者自立支援法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」等を踏まえ、様々な人権問題について市職員や関係者に対する研修の推進を図ります。
- ・教職員については、上記に加え、「島根県人権施策推進基本方針(第一次改定)」、「人権教育指導資料」及び「人権教育指導資料 第2集 しまねがめざす人権教育 学校教育編」の趣旨を踏まえ、同和教育の成果を活かし、指導者である教職員の人権意識や力量を上げていくために研修の充実を図ります。さらに、「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」を、学校、幼稚園、保育所、認定子ども園において幅広く活用し、人権教育のより一層の推進を図ります。

(2) 重点的な取り組み

1. 市職員

- ・年次的・段階的な人権研修の実施等、体系的な研修プログラムを構築し、長期間研修を受けない者がいないよう計画的な職員研修を進めます。
- ・基本的な人権研修に加え、各職場の業務の特性等に応じて関連する人権問題について重点的な研修を行います。
- ・ワークショップ方式等の参加型研修要素を積極的に取り入れ、人権感覚の高揚を図ります。
- ・各職場・職員に対して、人権に関する情報を積極的に提供し、職場内研修や自己啓発が自主的に行われるよう環境の整備を図ります。

2. 教職員

- ・各学校・園及び「松江市人権教育研究会」との連携・協力の下、教職員一人一人の人

権意識と差別に対する科学的認識を深める研修を計画的に実施します。

- ・差別の現実から学ぶことを基本に、研修内容と方法の改善・充実を図ります。
- ・各学校・園における研修の充実を図るために、人権に関する情報の提供・相談を積極的に行います。
- ・体罰と子どもの人権侵害等について理解が深まるよう、子どもの権利条約とかかわらせて研修を充実します。
- ・教職員の指導力を高めるために、学校訪問等を積極的に行います。

3. その他特定職業従事者

- ・指定管理者については、人権にかかる研修が行われるように積極的に働きかけます。
- ・松江市立病院では、「松江市立病院基本方針」及び「患者の権利宣言」等に基づき、人権にかかる研修を実施します。
- ・医療・福祉関係者等については、適宜事業者の特性を踏まえた研修にあわせ、人権にかかる研修が行われるように働きかけます。

2 体制の整備

人権が尊重される松江市の実現に向け、「基本方針」を効果的に推進するためには、市民一人一人が人権問題を自らの問題として認識できるよう、あらゆる場面を通じて人権教育・啓発を進めるとともに、多様化・複雑化する人権課題に対応するため各分野の施策と連携を図りながら全庁的に取り組むことが必要です。

また、市民、公民館、NPO、企業等と行政が連携・協働し「人権のまちづくり」を一緒になって進めていくことが大切です。

(1) 庁内の推進体制の整備

人権施策の推進にあたっては、それぞれ分野別の策定されている個別の計画等との整合性を図りながら、連携して「基本方針」を推進します。

そのために、「松江市人権施策推進連絡会」をはじめ、主要人権課題ごとに設置されている庁内の連絡会議等を通じて、全庁的な人権施策の調整や社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するための調整を行います。

また、人権課題の多様化・複雑化に対応するため人権に関する相談機関相互で連携を図り対応します。

(2) 市民、企業、県、国等との連携・協働

市民や県、国などの関係機関との連携を深め、相互の協力体制の強化を図りながら地域社会全体で「基本方針」の理念の実現に向け取り組むことが必要です。

各「地域人権教育推進協議会」など地域ぐるみで活動する団体や各人権課題をテーマに活動している団体等との連携を深め、協働して取り組みます。

「松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会」や国等との機関との連携を強化し、企業等の人権問題に対する取り組みが進むよう支援します。

(3) 人材の育成

各地域人権教育推進協議会や公民館などの地域での人権教育・啓発の活性化を図るため、県等と連携し指導者やリーダー的人材の育成を図ります。

(4) 実施計画等の策定

「基本方針」に基づき、具体的な実施計画等を策定します。また、各人権課題別の個別計画等が策定されている場合は、各個別計画等との整合性を図りながら「基本方針」の推進を図ります。

(5) 「基本方針」の検証と見直し

国内外の社会情勢の急激な変化に伴い新たな人権課題が生じていることから、年次的に検証・評価を行うとともに、概ね5年を目途に見直しを行います。

ただし、市民意識や国際社会の変化、国、県等の動向を見極め、必要に応じて見直しを行います。

第3章 各人権課題への対応

我が国においては、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題などの様々な人権問題に加え、社会経済情勢等の変化に伴う新たな人権問題も生じており、人権問題は、一層多様化・複雑化の傾向にあります。

本市においても、主要な人権課題については、それぞれの分野ごとの計画等を策定し施策を推進してきました。各人権問題固有の歴史・特性を踏まえた取り組みはもちろんのことですが、人権課題相互の連携も一層重要性を増しています。「基本方針」や個別計画等を踏まえ、積極的かつ効果的な施策の推進を図ります。

1 女性

(1) 現状と課題

- ・男女がともに対等なパートナーとして、自らの意思によって個人の能力を発揮して社会のあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現は、我が国全体の重要課題であると同時に、本市としてもまちづくりを進めるうえで重要な課題です。
- ・平成 29 年に実施した「人権に関する市民意識調査」によると、女性の人権に関する問題点について「男女の固定的な役割分担意識があること」をあげた人が 2.2 人に 1 人、職場における「採用、昇進、賃金、休暇等に男女の差があること」と回答した人が 2.4 人に 1 人という調査結果が出ています。男女共同参画社会の実現にはまだ課題があるのが現状です。
- ・社会のあらゆる分野における女性の参画を促進するためには、男女が社会の対等な構成員として、双方の意見が社会の様々な分野に反映できるシステムづくりが必要です。国は、2020 年までに指導的立場に女性が占める割合を 30%とすることを目標としていますが、松江市全体で働く人で重要な役職に就き、意思決定の場に参画している女性の割合は、23.1%という状況です(平成 29 年就業構造基本調査)。積極的な女性の採用・登用を進め、機運をさらに高めていくことが必要です。
- ・社会制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画の実現という視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に固定的な性別役割分担につながっているものもあります。
「女は家庭」、「男は仕事」といった男女の固定的な役割分担意識は依然として根強く残っており、平成 27 年度に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えを肯定する人が、未だに 3 割程度存在しています。

次代に向けた地道な取り組みとして、男女がともに対等な存在であるという意識の形成に向けた教育や啓発を、柔軟な感性を持つ子どもの頃から、学校はもとより、地

域、家庭などあらゆる学習・教育の場で進める必要があります。

- ・本市では、DV(ドメスティック・バイオレンス)を許さない社会の実現をめざし、平成30年度からは、「松江市DV対策実施計画(平成30年)」に基づき、庁内各課や関係機関と連携して取り組みを進めています。

松江市男女共同参画センターでは、専任の相談員を配置し、さまざまな女性相談に応じています。また、必要に応じて、女性弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施しています。

本市におけるDVの相談件数は、増加こそしていないものの横ばいで推移しており、依然としてその根絶には至っていません。また、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、DVの内容も多様化しています。DV被害者をはじめとして、ひとり親家庭や貧困など生活上の困難に直面する人へのきめ細やかな対応により、誰もが安全で安心して暮らせる男女共同参画社会を実現することが必要です。

- ・松江市男女共同参画センターに相談員を配置し、様々な女性相談に応じるとともに、「家庭相談課」において、DVや児童虐待など家庭内の生活全般の問題について広く市民からの相談を受け付けています。

被害者が安心して自立した生活を送るために、住宅の確保をはじめとした支援を、関係する各課と連携を図って対応しています。

相談者及びその家族が抱える問題が、障がいや病気、児童虐待、DVの世代間連鎖など、多様化・複合化しているため、被害者個々の実情にあわせた適切な対応を行う必要があります。

- ・女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい豊かな社会の実現にもつながるものですが、女性の活躍を阻害している要因として、長時間労働をはじめとする男性中心の働き方等を前提とする労働慣行などがあります。男女の働き方、暮らし方、意識を改革し、職業生活やその他の社会生活と家庭生活との調和、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりが必要です。

(2) 取り組みの方向性

- ・「松江市男女共同参画推進条例(平成17年松江市条例第4号)」及び「第2次松江市男女共同参画計画(平成28年)」に基づき男女共同参画の一層の推進を図り、一人一人が性別の違いにより差別されることなく個人の尊厳が重んじられ、能力が発揮できる機会が確保できるようにします。また、DVその他性別に起因する暴力的行為を根絶します。
- ・「松江市審議会等における女性の登用率向上のガイドライン」により、審議会等への女性の積極的な参画を図ります。また、各種専門知識や経験、市政参画の意欲を有する人の登録制度「まつえ男女共同参画人材リスト」への登録促進と、審議会等の委員の改選時に活用を図ります。

女性が、個性と能力を十分に発揮することができるまちづくりを進めるため、今後のまちづくりにおける女性リーダーとなる人材を発掘・育成する「松江市 21 世紀ウイメンズプロジェクト」の活動を支援します。

- ・ 自主防災組織役員への女性の参画を促し、男女双方の視点に配慮した物資の備蓄を行うなど、環境の整備に努めます。また、災害時には、避難所運営委員会の男女の比率に配慮し、男女双方の視点に立った避難所の設置と運営を行います。
- ・ 男女共同参画の視点に立った意識づくりのため、地域の拠点施設である松江市男女共同参画センターでは各種講座を実施し、地域や団体などにおいて、子育て世代や高齢者など対象者に即した出前講座を実施します。
- ・ 女性の就業継続や再就職・起業をめざす人を支援するため、関係機関と連携しながらセミナーなどを開催します。また、育児休業後の職場復帰や実際の就業につながる内容の各種講座を行います。起業したり、新しい分野でいきいきと活躍している女性を情報誌等で積極的に紹介します。

女性の活躍に欠かせないワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりを、経済界・労働界・教育機関と一体となって進めます。

男女共同参画の具体的な取り組みを宣言する「まっえ男女共同参画推進宣言企業」を募集し、取り組み事例等を広く市民に紹介し、企業の取り組みを促していきます。
- ・ 町内会自治会等の各種団体、民生委員・児童委員、学校の教職員及び保護者等を対象に、DV、性犯罪、売買春などの暴力の防止や適切な対応に関する講座・研修を行い、正しい知識の普及と暴力の根絶を呼びかけます。
- ・ 人権擁護委員を対象として、男女共同参画に関する研修や情報提供を行います。
- ・ デートDVを予防する講座を専門講師により実施します。また、松江市立女子高や島根大学等と連携して啓発講座を行います。
- ・ DV防止の啓発のためのチラシ・リーフレットの活用や、市報・ホームページにより市のDV対策を広く周知します。また、女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、情報誌に特集記事を掲載し、パネル展示等を行います。
- ・ 松江市男女共同参画センターに相談員を配置し、様々な女性相談に応じます。また、女性弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施します。国や県の相談機関と連携して相談に応じます。
- ・ DV被害者の自立に向けて、関連する各課が連携を強化し、被害者の実情に即した自立支援施策の適切な運用など、包括的な支援を行っていきます。

2 子ども

(1) 現状と課題

- ・核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、依然として厳しい経済環境、共働き家庭の増加、非正規雇用の増加など、子育て家庭をとりまく環境は変化しています。このような社会や経済の変化により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。保健・医療、福祉、教育、労働、まちづくりなど様々な分野との連携を密にし、複雑化する課題に対して、組織横断的に施策を進める必要があります。
- ・家庭における児童虐待やDV、学校におけるいじめ、体罰等、子どもたちがその人権を阻害され、傷つくケースは残念ながらなくなっていません。学校における適切な対応の周知と併せ、関係機関と連携した未然防止の取り組みや被害者保護の取り組みの推進をさらに進めていく必要があります。
- ・家庭環境や保護者の様々な事情等により支援が必要な「要保護児童」数や相談件数が増えている現状があります。「松江市要保護児童対策協議会」では、児童虐待をはじめ、不適切な養育環境により支援が必要な児童等の支援を関係機関と連携を図っています。
- ・「松江市次世代育成支援行動計画(後期計画)(平成22年3月)」の基本的な考え方や内容を継承し、平成27年3月に「松江市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。(計画期間：平成27年度から平成31年度までの5年間)「みんなで子どもを育て子育て環境日本一・松江」を基本理念に、(1)子どものための保育・教育の充実(2)子どものための保護者支援(3)子どものための安全・安心の環境づくり(4)地域や企業とともに取り組む子育て環境の向上、の4つを基本目標として設定し、この目標を踏まえて各種施策を実施しています。
- ・学校におけるいじめ対応は、「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」の施行を受けて、「松江市いじめ防止基本方針」を策定し、各学校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校いじめ対策組織を設置して取り組みを進めています。しかし、初期対応と組織的な対応において不十分な事案が長期化・困難化する状況があります。外部関係者が参画した「校内いじめ防止対策委員会」等の開催と、きめ細かな被害児童生徒への支援をさらに推進していく必要があります。
- ・スマートフォンの普及に伴い、多くの児童生徒がネット環境に容易につながることができる実態があります。ネットトラブルについては、SNSでの誹謗中傷やチェーンメール、写真などの個人情報の流出などがあります。情報モラル教育を含めて、その危険性を正しく学ぶ機会や子どもたち自身が使い方を考える機会を設けていく必要があります。
- ・授業に集中できない、友達とトラブルが多い、読み書きが極端に苦手であるなどの特別な支援が必要な児童生徒に係る相談は多く、困難事例も増加しています。保健・福

社・医療・教育等の連携を一層強化し、相談者のニーズに応じた対応が必要です。また、相談の総合調整や早期の気づきに基づく一貫した相談や支援を確実に進めていくことが課題です。学校等現場においては、ユニバーサルデザイン^(P25 注 8 参照)の教育をめざすとともに、個に応じた合理的配慮の提供をすることが求められています。

(2) 取り組みの方向性

- ・豊かな自然や歴史、文化、市内で取り組む様々な子育て支援など、松江市固有の資源を生かした就学前教育の新たな「松江モデル」を構築し、充実した家庭教育等を通じた愛着形成の推進、体験を通じたふるさと教育の実施や小学校教育への円滑な接続等を検討し、実行計画を策定します。
- ・策定した内容については次期「子ども・子育て支援事業計画(2020年～2024年)」に反映させ、関係機関との連携のもと、子育て支援をさらに充実させていきます。
- ・「サポート会議」や「要保護児童対策協議会個別事例検討会議」等を通じて、庁内及び関係機関との連携を強化し、要保護児童対策協議会の活用を行いながら、特に、虐待の対応については、児童相談所と連携を密にして、適切な役割分担を行うことで、在宅支援を中心となって行うなど、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防と早期対応を行います。また、アセスメントセミナーや出前講座などにより、児童虐待の発生予防と啓発を行うとともに、子ども自身からの相談が出来るような環境づくりに向けて取り組みます。
- ・「生徒指導サポート推進事業(不登校・問題行動・いじめ等)」の展開及び適応指導教室としての「青少年相談室(居場所づくり・学習保障・相談活動等)」の運営を柱とし、困難な課題を抱える子どもたちに対して、学校と連携しながら組織的に支援を進めていきます。
- ・教育相談体制を充実させるため「サポートワーカー」を配置したり、「学習支援員」や「訪問相談員」を派遣したりして、家庭や地域、関係機関と連携した支援を行っていきます。
- ・松江市発達・教育相談支援センター「エスコ」の相談件数はここ数年4,000件を超えており、対応の難しい事例も多くなっています。このことを踏まえ、エスコのスタッフを充実させるとともに、多様な相談を総合調整し、よりよい相談につなげます。また、研修や事業を通して教職員の支援力の向上を図り、学校等における教育の充実に取り組みます。また、合理的配慮の提供のため、特別支援教育支援員等の人的支援の充実を図ります。
- ・民生委員・児童委員等と連携し、子ども及び家庭への支援を行います。
- ・パトロールやあいさつなどの「地域で子どもを見守る活動」を推奨します。

- ・電子メディアが子どもに及ぼす影響を踏まえ、乳幼児の保護者や保育現場の職員等を対象に、専門家を派遣して研修会を行うなどの啓発活動を進めます。乳幼児期からの望ましい生活習慣の確立や親子のふれあいの時間を増やし、子どもの心や言葉の発達を促すことをめざします。
- ・電子メディアとの望ましい接し方や自己コントロール力を育成するため、「メディア学習推進員」を希望する小学校に派遣したり、授業公開日にメディア学習を公開したりする等、発達段階に応じた継続的な指導を行います。
また、各校(学園)で児童生徒が作成したメディアルールを引き続き実践し、学校と家庭や地域社会及び各種団体等が課題意識を共有しながら行う連携した取り組みを推進します。

3 高齢者

(1) 現状と課題

- ・本市の高齢化率は、28.83%(平成30年3月31日現在)で、5年前の25.75%から急激に伸びており、また全国(27.7%)を上回る勢いで高齢化が進んでいます。「団塊の世代」が75歳以上になる平成37年(2025年)には高齢化率31.19%、3人に1人が65歳以上の高齢者となる時代が目前に迫っています。
- ・高齢期は誰もが避けて通ることのできないものであり、平均寿命の延伸に伴い、長い高齢期をどのように過ごすのかは、個人にとってもきわめて重要な課題となっています。さらに、高齢者独居世帯や高齢者のみ世帯も増え続けるなど、高齢者の生活様式や考え方等価値観も、今後一層多様化すると考えられます。
- ・進行する高齢化に対応し、高齢者が生きがいを感じながら積極的に社会の中で活動できる環境をつくることが求められています。また、年々相談件数が増加し、内容が複雑化する高齢期の様々な問題に対応できる相談窓口を充実させることも必要です。
- ・現在、松江市における要介護(要支援)認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の人の割合は6割を超えており、今後も更に認知症になる人の増加が見込まれます。また近年、要介護(要支援)となった原因疾病のうち認知症が毎年上位を占めていることから、認知症対策は重要課題の一つと言えます。
- ・認知症の高齢者や一人暮らし、高齢者のみ世帯の増加に伴い、本人の財産、権利を保護する成年後見制度の必要性が高まっています。親族以外の第三者後見人不足に対応することをめざし、平成23年度より、市民後見人養成事業を実施しています。
- ・松江市では、高齢者の虐待に関する相談・通報件数は年々増加しており、虐待の防止と解消に向け、関係者が啓発、相談・支援を行っています。虐待の態様は、複雑・多様であり、「高齢者虐待対応マニュアル」に基づいて関係課が連携して被虐待者と虐

待者への支援を行っていきます。

(2) 取り組みの方向性

- ・高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会、警察等関係機関と連携して、地域の見守りネットワークを構築するなど、地域でともに支えあうまちづくりを「松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等に基づき推進します。
- ・高齢者とその意欲や能力に応じ、就業やボランティア活動、スポーツや趣味など様々な分野で活躍し、健康で充実した生活を過ごすことができるよう、高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援していきます。
- ・高齢者などすべての人が住み慣れた地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心として関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。また、地域の実情に応じて地域住民相互による日常的な見守りや生活支援など、地域における支えあう体制づくりを推進します。
- ・市民の認知症に対する理解を深めるための周知・啓発、認知症への早期対応の体制整備を推進します。また、認知症の人や家族への相談・支援、見守りの体制を強化します。
- ・高齢化の進展により、高齢者が消費者トラブルに遭遇するケースが増加しています。また、平成 28 年度実施の「松江市消費者教育に関する市民アンケート調査」の結果、消費者教育の必要性について特に認識が低い状況にあります。「松江市消費者教育推進計画(平成 30 年)」に基づき、高齢者見守りネットワークの協力事業者等に出前講座を行うなど、関係機関と連携して高齢者の被害防止に引き続き取り組みます。
- ・高齢者の権利を守り、市民一人一人の人権と尊厳が大切にされるよう、高齢者虐待の防止対策強化、「成年後見制度」や日常生活自立支援事業など権利擁護の取り組みの拡充等、高齢者が安心して生活できる環境づくり、体制づくりを進めます。

4 障がいのある人

(1) 現状と課題

- ・「障害者基本法」第 3 条には、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」と規定されています。

- ・現実には、障がいのある人は、社会生活の中で不自由・不利益を被ったり、自立と社会参加が阻まれている状況も、依然として存在しています。
- ・すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念のもと、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(障害者総合支援法)」が平成25年4月より施行され、地域における共生社会の実現に向け、障がい福祉サービスの充実等、総合的かつ計画的に支援を行っていくこととされています。
- ・障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、多くの場合、障がいについての知識不足、理解不足がかかわっています。
- ・平成28年4月より施行された「障害者差別解消法」(注6)では、「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について定められ、障がい者の権利保障について大きな節目となりました。

注6 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として制定。

- ・松江市においては、平成28年10月に「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例(平成28年条例第50号)」を施行し、共生社会の実現に向け、障がい理解と差別解消、合理的配慮の提供の推進に向けて啓発に取り組んでいます。
- ・平成24年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)(障害者虐待防止法)」が施行されたことから、同日に松江市障がい者虐待防止センターを設置し、虐待を受けた障がい者と養護者への支援及び啓発を行っています。相談は知的障がいのある人に関するものが多く、内容としては心理的虐待、経済的虐待が多くなっています。
被虐待者に対しては庁内関係各課、関係機関との連携により自立をめざした支援を行っています。
虐待の早期発見のためには、障がい者虐待についての周知がまだまだ不足しており、市民をはじめ、特に相談支援事業所や福祉施設従事者への啓発が必要です。
障がいのある幼児児童生徒については、「障害者総合支援法」もしくは「児童福祉法(昭和22年法律第164号)」に基づく給付を受けている場合で、施設等職員からの虐待が対象となっています。

(2) 取り組みの方向性

- ・障がいのある人一人一人の人権尊重をあらゆる施策の基本とし、社会全体の人権意識の高揚を図ることにより、人を思いやる心にあふれた地域社会をつくります。

- ・ノーマライゼーション^(注7)の理念のもとに、市民一人一人が主役となり共に生きることが出来る「完全参加と平等」の地域社会の実現をめざします。

注7 ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視するのではなく、障がいの有無にかかわらず、共に、社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することができる社会を実現していこうとする考え方。

- ・本市では、平成19年3月に策定した「松江市障がい基本計画・松江市障がい福祉計画」に基づいて、障がいのある人の自立と社会参加を支援し、就労の場の確保、教育環境の整備、早期療育、相談体制の確立、地域住民の意識啓発など地域が一体となった取り組みを推進します。
- ・障がいのある人が、自らその居住する場所を選択し、住み慣れた地域で生き生きと生活するために、就労支援や保健・医療・福祉が一体となった福祉サービスの一層の充実により、自立と社会参加の充実を図ります。そして、わかりやすい情報の提供と、生涯学習や地域行事への参加等を通じた社会参加の支援、道路、公園や公共的施設のユニバーサルデザイン^(注8)やバリアフリー化^(注9)を進め、障がいのある人にやさしいまちづくりや心のバリアフリーを推進します。

注8 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、文化、身体の状況など、それぞれの人が持つさまざまな違いにかかわらず、誰もが暮らしやすい社会を実現しようとする考え方やその考え方に基づいた様々な工夫。

注9 バリアフリー

社会生活を営むうえで障壁となるものを取り除き、自由に行動できる環境づくり。

- ・障がいについての正しい理解を普及していくことが、共生社会の実現には必要不可欠です。私たち一人一人の意識や地域のありようで、障がいの質や量は変わり得るものであり、適切な支援によって障がいのある人が持てる力を発揮できるよう、当事者団体とも連携して、広く理解・啓発を進めていきます。

そして、「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」に定める差別解消、相互理解の促進、各分野における合理的配慮の普及について取り組みます。

本市では、松江を訪れる障がいのある人や外国人に、「来てよかった、また行ってみたい」と思ってもらえるような「おもてなし」の取り組みを進めており、その一環として各地域で手話の普及を図ります。

- ・障がいは個人の抱える固定したものではなく、私たち一人一人の意識や社会のありようでその質や量が変わり得るものです。こうした障がいについての正しい理解を研修等を通して普及し、共生社会の実現に向けて取り組みます。

また、教育の場においては、障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生

徒の交流及び共同学習を推進し、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会とします。

- ・障がいのある人の虐待については、松江市障がい者虐待防止センターにおいて、虐待を受けた障がい者と養護者への支援と啓発を行います。

5 同和問題

(1) 現状と課題

- ・昭和40年の「同和対策審議会答申」では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べられています。この答申を踏まえて、昭和44年からは特別措置法による同和対策事業や同和教育が実施されてきました。
- ・本市においても各種対策事業を実施し、その結果、物的な基盤整備など、生活環境等の格差は大きく改善されてきました。しかしながら、平成14年に特別措置法が失効した後、今もなお部落差別が存在し、インターネット上での部落差別の増加・悪質化などの問題が起こっていることから、平成28年12月に「部落差別解消推進法」^(注10)が施行されました。

注10 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)

「部落差別」の言葉を冠した初めての法律で、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたもの。国及び地方公共団体の責務を定めるとともに、解消のための施策として、国は、相談体制の充実を図り、教育及び啓発を行うこと、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえてこれらの施策の推進に努めることなどを規定している。

- ・教育・啓発が同和问题解決に重要な役割を担うとの認識のもと、市内のすべての学校、地域、企業等において、同和教育・啓発活動が主体的かつ積極的に推進されるよう体制づくりに努め、様々な取り組みを進めてきました。
- ・本市が、概ね5年ごとに実施している「人権に関する市民意識調査」の結果によると、同和问题についての差別意識は、少しずつ解消の方向に向かってきました。しかし、平成29年に実施した意識調査の結果によると、「自分も市民の一人として、同和问题の解決に努力すべき」と回答した人の割合は38.0%と過去の調査で最も低い結果となっています。また、同和问题に関して無関心層の増加なども見受けられ、今後一層の教育・啓発が求められています。

- ・インターネットの匿名性を悪用した差別的な書き込みの事象などが後を絶たず、差別を助長する悪質な情報を意図的に流すというような事象も発生しています。
- ・同和問題に対する誤った意識を植え付け、同和問題解決を阻害する「えせ同和行為」(注11)の根絶が引き続き求められています。

注11 えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である。」という人々の誤った意識に乗じ、同和問題を口実に個人や企業、行政機関などに対し、高額図書購入など不当な利益や義務のないことを求める行為。これまで培われてきた教育・啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっている。

(2) 取り組みの方向性

- ・我が国固有の人権問題である同和問題は、行政の責務として解決に向けた取り組みを行うことが必要です。また、市民一人一人が、同和問題が現在も存在する人権問題であることを認識し、自らの課題として差別解消に取り組むことが必要です。
- ・部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために制定された「部落差別解消推進法」の施行を受け、法律の内容等の周知を図るとともに、「相談体制の充実」や「教育・啓発」を推進します。
- ・同和問題を人権教育・啓発活動の重要な柱と位置付け、学校、地域、企業等あらゆる場における教育・啓発の推進を図ります。
- ・同和地区内外の交流活動を積極的に推進することにより、差別解消に向けた交流と連帯の輪を広げます。
- ・隣保館においては、地域における生活上の各種相談事業・地域福祉事業や人権課題の解決のための啓発事業・交流事業等を、総合的に実施します。
- ・同和地区における教育・文化活動を促進するとともに、自主的な学習活動の推進を図ります。
- ・「えせ同和行為」など同和問題解決を著しく阻害する行為については、啓発、関係機関との連携を進め、その根絶を図ります。

6 外国人

(1) 現状と課題

- ・本市は、日本文化を世界に紹介した小泉八雲ゆかりの地であり、昭和 26 年に国際文化観光都市に指定され、友好都市を中心とした諸外国との交流や市民の国際理解の推進、外国人住民や外国人観光客に快適なまちづくりを進めてきました。
- ・我が国の外国人住民(平成 29 年末現在)は 249 万人を超え、本市の外国人住民(平成 30 年 12 月末現在)は、中国籍 340 人、フィリピン籍 255 人、韓国籍 189 人、ベトナム籍 254 人など、合計 1,482 人であり、増加傾向にあります。
- ・全国的な問題として、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題があります。
- ・国際化が進み、外国人住民は年々増加傾向にあり、日本人と外国人が共生し、外国人にとっても快適に暮らすことができる環境整備の必要性も高まっています。
- ・本市においては、外国語による生活情報の発信や相談機関、通訳制度などの周知をさらに進める必要があります。
- ・近年、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題化したことから、平成 28 年 6 月には、ヘイトスピーチの解消を目的とした「ヘイトスピーチ解消法」(注 12)が施行されました。
こうした言動は、人としての尊厳を傷つけ、また、差別意識を助長することにもなりかねないことから、法務省などではポスター、チラシ作成・配布などの啓発活動を行っています。

注 12 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
(ヘイトスピーチ解消法)

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本政策を定め、これを推進しようとするもの。国民は差別的言動のない社会の実現に努めなければならないとし、国と地方自治体は、相談体制の整備、差別の解消のための教育や啓発などの施策を実施することとしている。

- ・社会科学習等で、近年の社会問題の一つとしてヘイトスピーチを取り上げる授業実践もあります。人権擁護の観点から外国人等に対する偏見や差別の解消をめざした取り組みが必要です。メディアの発達した現代において児童生徒は「ヘイトスピーチ」をテレビやインターネットで見聞きし、誤った理解や行動をする恐れもあり、改めて生命の尊厳を基盤に異なる価値観や違いを認め尊重する人権教育を学校教育の中で進めていくことが重要となります。

(2) 取り組みの方向性

- ・国際交流員などの活動を通じ、他の国、地域の人々と交流し歴史や文化の理解を深める機会を設けるなど、国際交流事業の推進により、お互いの国、地域の価値や魅力を再認識し、地域住民として共に生きる意識を持つ、多文化共生社会の実現に努めます。
また、その異文化理解をもとに、日本文化を見つめなおし、世界に目を向けた柔軟な発想と広い視野を持つ人材を育成します。
- ・外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報の提供、相談体制や日本語教育の充実、都市サインの外国語表示の推進などにより、外国人住民が地域の中で安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- ・「ヘイトスピーチ解消法」の施行を受け、法律の内容等の周知に努めるとともに、外国人に対する差別的言動の解消を推進するために、法律に謳われている「相談体制の整備」や「教育・啓発」に取り組みます。
- ・子どもたちに対し、外国語活動や英語科、社会科や総合的な学習の時間から外国の文化や外国人についての認識を深め、氾濫する情報の中から正しい情報を主体的に判断し、異なる価値観や違いを認め尊重する人権教育を進めるとともに、共に生きていく態度の育成や向上に努めます。

7 患者及び感染者等

(1) 現状と課題

- ・『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画(平成 9 年)には、H I V 感染者、ハンセン病に対する偏見や差別が人権に関する重要課題の一つとして取り上げられています。
- ・ハンセン病(注 13)は極めて感染力の弱い病気であり、完治も可能となったにもかかわらず、「らい予防法(平成 8 年廃止)」により、長年強制隔離政策が続けられ、その結果、本人はもとより家族や親族も長年、偏見や差別に苦しめられてきました。療養所に入所中は長期にわたって社会から隔離された生活を送ってきたことや高齢化により社会復帰が困難な状況にあります。

注 13 ハンセン病

らい菌によって引き起こされる感染力の弱い感染症。今日では治療法が確立しており、早期発見・早期治療により比較的容易に完治する。

- ・H I V (注14)は、正しい知識を持って行動することで感染を防ぐことができます。しかし、正しい知識の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、H I V感染者の多くは、日常生活で多くの不利益と苦痛を受けています。

注14 H I V

ヒト免疫不全ウイルス。後天性免疫不全症候群(A I D S : エイズ)の原因となるウイルス。

- ・その他、ウイルス性肝炎などの各種感染症や慢性病患者も周囲の正しい知識の不足のため、差別的発言を受けることや就労問題など様々な人権問題に直面しています。
- ・医療が個人の尊厳の保持を旨とし、医療の担い手と受ける者との信頼関係に基づき行われるためには、医療関係者と患者・家族の話し合いが十分になされ、納得した医療が提供されることや主治医以外の医師から意見を聞くセカンドオピニオンなど、患者の人権と主体性を尊重した医療のあり方が重要です。

(2) 取り組みの方向性

- ・ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発のため、ハンセン病療養所入所者の里帰りや訪問・交流などを事業とする「島根県藤楓協会」と連携を深めるとともに、各種人権研修等の一環として療養所の訪問等を取り入れます。
- ・「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)」の趣旨に沿って、各種感染症や様々な疾患に対する正しい知識の普及に努め、偏見や差別意識の解消を図ります。また、H I Vや肝炎ウイルスの検査を匿名で実施し、不要な不安を取り除いたり正しい理解の啓発を図ります。
若い世代に対しては、学校等と連携した啓発事業をすすめ、H I V感染症や性感染症についての正しい知識や予防等の教育・啓発を進めます。
- ・松江市立病院では、「松江市立病院基本方針」及び「患者の権利宣言」等に基づき、患者の権利を尊重した診療を推進します。
- ・インフォームドコンセント(注15)やセカンドオピニオンについて啓発を推進します。

注15 インフォームドコンセント

医師が患者に対し、病状や治療目的、危険度などを十分に説明し、同意を得てから治療を行うこと。

8 インターネットにおける人権侵害

(1) 現状と課題

- ・インターネットやスマートフォンなど I T 技術の急速な進歩は、情報収集の利便性を飛躍的に高め、ブログや SNS (注 16) などの手段により容易に意見表明ができるようになるなど、私たちの生活やコミュニケーションのあり方をたいへん便利にしました。

注 16 SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

インターネット上で、人と人のつながりを構築するサービス

- ・インターネットの特性として、不特定多数に対し簡単に情報が発信できることや発信者の匿名性が高いこと、短時間で情報が拡散し、回収が困難なことなどがあります。その結果、個人情報の大量流出によるプライバシーの侵害、電子掲示板への誹謗中傷・差別的書き込み、将来にわたって深刻な人権侵害に発展する可能性があることなど、新たな人権問題が生じています。
- ・子どもたちの間のインターネットを利用した「いじめ問題」への対応も大きな課題です。携帯電話やスマートフォンの普及により、SNS やメール、交流サイトなどを通じた様々なトラブルが起きています。
- ・このため、平成 14 年 5 月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)(プロバイダ責任制限法)」が施行されました。これは、インターネットや携帯電話の掲示板などで個人の権利が侵害された場合のプロバイダが負う損害賠償の範囲や情報発信者の開示を請求する権利を定めたものです。
- ・インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、児童の健全な育成に資することを目的とする、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成 15 年法律第 83 号)」が平成 15 年 9 月に施行されました。平成 20 年には一部改正され、業者への規制強化が図られています。
- ・平成 23 年 6 月に改正された「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)」では迷惑メール対策の強化が図られています。
- ・平成 26 年 11 月にはいわゆる「リベンジポルノ」に対処するため「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(平成 26 年法律第 126 号)」が施行されました。
- ・インターネットによる人権侵害を防止するためには、プロバイダ等が適切な対応を講じるとともに、利用者がその責任を認識することがますます重要となっています。

- ・平成 29 年に実施した、「人権に関する市民意識調査」によると、インターネットによる人権侵害で問題となることについて、「他人を誹謗中傷する表現が掲載されること」、「インターネットや SNS を利用した『いじめ問題』が発生していること」、「個人情報の不正な取り扱いや流出等が発生していること」という回答がそれぞれ 5 割を超えています。

(2) 取り組みの方向性

- ・児童生徒に対しては、教科や特別活動の授業を通して「情報モラル教育」を実施します。併せて教職員や保護者を対象とした研修会・講演会を開催し、正しい知識の普及・啓発を進めていきます。
- ・正しい情報を主体的に判断して活用できるように、インターネットの利用に当たっては、利便性を享受するだけではなく、他者の人権への配慮に心がけるとともに自分の人権を守ること、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等について啓発していきます。

9 性自認・性同一性障害に関わる人権問題

(1) 現状と課題

- ・性自認とは、自分の性をどのように認識しているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもあります。性自認(こころの性)と生物学的な性(からだの性)が一致しないことによって違和感を覚えたり、医学的手段を通じて性の適合を望む人々がいま(性同一性障害)。そして、周囲の人から偏見の目で見られたり、職場などで不適切な扱いを受けたりすることがあります。
- ・日本精神神経学会の性同一性障害に関する委員会から、平成 9 年 5 月 28 日に出された「性同一性障害に関する答申と提言」の中で、性同一性障害とは、「生物学的には完全に正常であり、しかも自分の肉体がどちらの性に所属しているかをはっきり認知していながら、その反面で、人格的には自分が別の性に属していると確信している状態」と定義されています。
- ・「性同一性障害に関する答申と提言」の中で、「性同一性障害の診断と治療のガイドライン」を公表し、このガイドラインにおいて、性同一性障害は医療の対象とされ、その第 4 版改訂において、対応に苦慮してきた若年受診者への治療に関する検討が進められてきました。
- ・平成 16 年には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成 15 年法律第 111 号)、(平成 20 年 6 月一部改正)」(注 17)が施行され、一定の条件のもとで性別変

更も認められるようになりました。しかし、性別変更の条件として、「現に未成年の子がいないこと」や「性別適合手術を終えていること」などが定められており、性同一性障害者が望む性に変更することは容易ではない状況にあります。

- このことから、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」や「性別適合手術を終えていること」のいわゆる手術要件の撤廃をはじめ、法律改正を求める声があります。

注 17 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めた法律。性同一性障害者で、次の 5 要件をすべて満たした場合は、家庭裁判所に性別変更の審判を請求することができる。

- ① 20 歳以上であること。
- ② 現に婚姻をしていないこと。
- ③ 現に未成年の子がいないこと。
- ④ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- ⑤ その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

- 以前と比べると、新聞やテレビなどのマスメディアで当事者が取り上げられ、人権課題の一つとして扱われることが増えてはきていますが、依然として、周囲の理解不足から好奇の目で見られたり、就職やアパートの入居の際などに差別を受けるなど、不当な扱いや差別的な言動を受け、社会生活を営む上で困難を生ずることがあります。
- 文部科学省では、「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を実施し、性同一性障害に関する教育相談等が 606 件(把握している事例について任意回答)あったと平成 26 年 6 月に公表しました。実際には、この報告数より多い事例があると思われるとともに、教職員の理解が不十分であるということが課題です。
そこで、教職員の理解促進と学校支援体制を整備するため平成 27 年 4 月 30 日には、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が通知され、各校での取り組みを推進しています。

(2) 取り組みの方向性

- 性自認・性同一性障害について、関係機関と連携した啓発活動を行い、関心を高め誤りのない認識の普及に努めます。
- 偏見や差別のない中で、自分らしい生活を営むことができるよう環境の整備に努めます。
- 性別違和感を感じる子どもに限らず、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員への正しい知識の普及と理解促進に努めます。

10 災害に伴う人権問題

(1) 現状と課題

- ・平成7年1月17日の阪神淡路大震災、平成23年3月11日の東日本大震災など多くの災害を経験し、その都度、防災対策のあり方についての見直しが行われています。しかし、平成28年には、4月の熊本地震や10月の鳥取県中部地震などが発生し、さらに平成30年7月豪雨災害でも貴重な人命や財産が失われている現実があります。
災害は多くの命を危険にさらし、多くの苦しみを強いるものであり、こうした事態そのものが、人権を大きく損なうものであります。自然災害をゼロにすることは、現実的には不可能です。災害が発生した場合に、その被害を最小限に抑える減災という考えが重要となります。
- ・視覚や聴覚に障がいのある人や日本語の理解が困難な人に対しての、情報伝達方法の多様化を図る必要があります。
- ・高齢者や障がいのある人など、一人では避難することが困難な人に対して、「避難行動要支援者名簿」の活用を通じて、災害発生時のみならず、平時からの見守り活動を推進することも重要です。
- ・過去の災害では、避難所における人権問題も発生しています。一人一人の特性に配慮した避難所運営に努める必要があります。
- ・災害の種類や規模によっては、生まれ育った故郷を離れ、長期に渡る避難生活を余儀なくされている被災者もいます。しかし、一方では災害転入者へのいじめや差別等の人権問題が発生している事実もあります。
このような事案を未然に防ぐために家庭と学校が連携を取っていじめ防止に取り組んでいく必要があります。
- ・個人で出来ること、家庭で出来ること、地域で出来ること、職場で出来ることなどを、普段から考えられるような体制を作り、防災や減災について自分自身のこととしてとらえ、対策を備えることが求められます。

(2) 取り組みの方向性

- ・情報の伝達方法について、視覚や聴覚に障がいのある人や日本語の理解が困難な人に対してそのニーズを把握しながら、情報伝達方法の多様化を図っていきます。
- ・各地域で結成されている、様々な団体・組織が連携し、高齢者や障がいのある人などを災害から守ることができるよう推進します。

- ・「避難所運営マニュアル」を随時見直していき、住民と行政が連携する研修・訓練を実施し、人権の観点での避難所運営について、地域等で啓発・普及を図ります。
- ・人権啓発や学校人権教育において、災害に関わる人権課題について教育や啓発のテーマに盛り込みます。
- ・各部署それぞれで行っている出前講座で、防災に関する講座依頼があった場合には、関係する複数の部署で連携協力し対応していきます。

11 様々な人権課題

(1) 現状と課題

- ・北朝鮮当局による拉致問題も深刻な人権侵害です。平成 18 年(2006 年)には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(平成 18 年法律第 96 号)」が施行されました。平成 23 年(2011 年)4 月には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が一部変更され、新たに「北朝鮮当局による拉致問題等」が加えられました。

その中に「1970 年代から 1980 年代にかけ、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりましたが、これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は、平成 3 年(1991 年)以来、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。平成 14 年(2002 年)9 月の日朝首脳会談において、北朝鮮側は初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。同年 10 月、5 人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていない」と拉致問題の現状が述べられています。

その後、平成 26 年(2014 年)の日朝政府間協議により、北朝鮮は特別調査委員会を立ち上げ拉致被害者等の包括的かつ全面的な調査の実施を約束しましたが、平成 28 年(2016 年)2 月には核実験、ミサイル発射等を受けての日本独自の対北朝鮮措置の発表後、調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を一方的に宣言しています。拉致問題の早期解決にあたっては、国内外の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。本市においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」の取り組みなどを通じて正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を一層深める必要があります。

- ・犯罪被害者やその家族は、犯罪自体によって受ける様々な経済的、精神的苦痛に加え、マスメディアの行き過ぎた取材、報道等により平穏な生活が脅かされ、著しく人権が侵害される場合があります。平成 17 年には、「犯罪被害者等基本法(平成 16 年法律第 161 号)」が施行され、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有すること、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じること、再び平穏な生活を営めるまでの間、途切れることなく支援を行うことが基本理念として定められました。

- ・古くから北海道、樺太、千島列島に生活していた先住民族であるアイヌの人々に対する民族としての歴史、文化、伝統に関する知識や理解の不足等から生じる偏見や差別の問題があります。
- ・同性愛や両性愛などの性的指向を理由とする差別的取扱いは不当であるとの認識は徐々に広がっていますが、いまだ偏見や差別も根強く存在しています。
- ・プライバシーをめぐる問題は、個人の尊厳と基本的人権に関わる問題であり、最大限保護されなければならないと考えます。近年の情報通信社会の進展に伴い、生活の利便性が向上する一方で、個人情報への取り扱いに対する不安が高まっています。

戸籍謄抄本等の不正請求を抑止することを目的に導入される本人通知制度については、導入する自治体が増えており、導入団体数は平成 25 年 1 月末時点では 212 団体でしたが、平成 30 年 1 月時点では全国 1,747 団体中 676 団体となっています。(導入率約 39%)

また、中核市においては、平成 30 年 4 月時点で全国 54 団体中 40 団体が導入しています。(導入率約 74%)

本市でも不正請求の抑止及び不正取得による人権侵害の防止を目的として、「事前登録型本人通知制度」を導入し、平成 31 年 1 月 1 日より制度を開始しました。(平成 30 年 10 月 1 日より事前登録の受付開始)
- ・平成 29 年度版犯罪白書によると、出所受刑者の約 4 割が 5 年以内に再入所、そのうち約半数は 2 年以内に再入所しており、再犯防止に向けた対策が大きな課題となっています。

「再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)」では、犯罪をした者、非行少年又は非行少年であった者を「犯罪をした者等」として再犯防止の対象に位置づけ、地方公共団体においても、地域の状況に応じた再犯防止施策を策定し、実施する責務を有することが明記されました。

「犯罪をした者等」の多くが安定した職業に就くことや住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、国や民間団体等と連携し、地域の中で孤立することなく、再び社会を構成する一員として復帰できるように支援する必要があります。
- ・生活保護を受給していることや生活に困窮しているという理由で、偏見や差別があってはならないと考えます。

平成 27 年には、「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階からの自立支援施策を強化し、生活困窮状態からの脱却を図るための総合的な支援を実施しています。

松江市くらし相談支援センターにおいて、専任の相談支援員を配置し、生活困窮者の総合的な相談窓口として、相談者のニーズを把握しながら、その人に必要な支援を個別に実施します。また、ひきこもりなど社会的に孤立した生活困窮者の把握や刑余者、住むところがないなど複合的な問題を抱える人にも個々の状況に応じた支援を行います。
- ・これまで述べてきた問題のほかにも、人身取引(トラフィッキング)事件をはじめ、ホ

ームレス、日本に帰国した中国残留邦人とその家族などに対する様々な人権問題が存在します。

- ・地域社会に存在する迷信や風習の中には、合理的な根拠に乏しいものが数多くあります。迷信や風習に対する先入観が無意識のうちに差別意識につながる恐れもあり、日常生活における考え方や習慣についても問題意識を持つことが必要です。

(2) 取り組みの方向性

- ・あらゆる機会を通して、人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための教育・啓発に努めます。
- ・今後新たに生じる問題も含めて、それぞれの人権問題の状況に応じて、その解決のため、関係機関と連携して施策を行います。

参 考 資 料

- 世界人権宣言（抜粋）
- 日本国憲法（抜粋）
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 同和対策審議会答申 前文
- 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）
- 松江市の主な取り組み
- 国内の主な取り組み
- 国際的な主な取り組み
- 松江市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱
- 松江市人権施策推進基本方針検討委員会 委員名簿
- 松江市人権施策推進連絡会設置要綱
- 松江市人権施策推進連絡会構成員
- 松江市人権施策推進基本方針第二次改定経過

世界人権宣言(抜粋)

1948年(昭和23年)12月10日第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、(中略)人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、(中略)よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第16条

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

第 26 条

すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じすべての者にひとしく開放されていなければならない。

第 29 条

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

日本国憲法(抜粋)

昭和21年11月3日憲法
(昭和22年5月3日施行)

前文 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。(中略) 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。(中略) 日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 [戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認]

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第11条 [基本的人権の享有]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 [自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止]

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 [個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉]

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 [法の下での平等、貴族の禁止、栄典]

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第22条 [居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由]

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第24条 [家族生活における個人の尊厳と両性の平等]

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条 〔生存権、国の社会的使命〕

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

第 26 条 〔教育を受ける権利、教育の義務〕

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 97 条 〔基本的人権の本質〕

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 〔最高法規、条約及び国際法規の遵守〕

この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号

(平成 12 年 12 月 6 日施行)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

同和対策審議会答申 前文

昭和 40 年 8 月 11 日答申

昭和 36 年 12 月 7 日内閣総理大臣は本審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問された。いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って対策の探究に努力した。

その間、審議会は問題の重要性にかんがみ存置期間を二度にわたって延長し、同和地区の実情把握のために全国および特定の地区の実態の調査も行なった。その結果は附属報告書のとおりきわめて憂慮すべき状態にあり、関係地区住民の経済状態、生活環境等がすみやかに改善され平等なる日本国民としての生活が確保されることの重要性を改めて認識したのである。

したがって、審議もきわめて慎重であり、総会を開くこと 42 回、部会 121 回、小委員会 21 回におよんだ。

しかしながら、現在の段階で対策のすべてにわたって具体的に答申することは困難である。しかし、問題の解決は焦眉の急を要するものであり、いたずらに日を重ねることは許されない状態にあるので、以下の結論をもってその諮問に答えることとした。

時あたかも政府は社会開発の基本方針をうち出し、高度経済成長に伴う社会経済の大きな変動がみられようとしている。これと同時に人間尊重の精神が強調されて、政治、行政の面で新しく施策が推進されようとする状態にある。まさに同和問題を解決すべき絶好の機会というべきである。

政府においては、本答申の報告を尊重し、有効適切な施策を実施して、問題を抜本的に解決し、恥ずべき社会悪を払拭して、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとられることを要望し期待するものである。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成 28 年 12 月 16 日法律第 109 号

(平成 28 年 12 月 16 日施行)

(目的)

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第 5 条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第 6 条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

松江市の主な取り組み

年	事 項
昭和 50 (1975)	「松江市同和教育要綱」制定
昭和 56 (1981)	「松江市同和教育基本方針」策定
平成 8 (1996)	「松江市同和教育基本方針」改定
平成 12 (2000)	「松江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定
平成 14 (2002)	「松江市児童虐待防止連絡協議会」設置 「松江市個人情報保護条例」施行
平成 15 (2003)	「松江市人権施策推進連絡会」設置 「松江市男女共同参画推進条例」施行
平成 16 (2004)	「松江市高齢者虐待対策会議」設置 「松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定
平成 17 (2005)	「松江市要保護児童対策協議会」設置
平成 18 (2006)	「人権に関する市民意識調査」実施 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 「DV防止及び被害者自立支援実施計画」策定
平成 19 (2007)	「松江市障がい基本計画・松江市障がい福祉計画」策定 「松江市人権施策推進基本方針」策定 「松江市男女共同参画計画」策定
平成 21 (2009)	「松江市DV対策基本計画」策定
平成 22 (2010)	「松江市次世代育成支援行動計画(後期計画)」策定
平成 23 (2011)	「松江市発達・教育相談支援センター(エスコ)」設置 「まつえ障がい者サポートステーション『絆』」開設

年	事 項
平成 24 (2012)	「松江市障がい者虐待防止センター」設置 「人権に関する市民意識調査」実施 「松江市男女共同参画計画(後期実施計画)」策定
平成 25 (2013)	「松江市人権施策推進基本方針(第一次改定)」策定
平成 26 (2014)	「松江市いじめ防止基本方針」策定
平成 27 (2015)	「松江市くらし相談支援センター」開設 「松江市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第6期)」策定 「松江市子ども・子育て支援事業計画」策定
平成 28 (2016)	「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例」施行 「男女共同参画に関する市民意識調査」実施 「第2次松江市男女共同参画計画」策定 「ひとり親家庭総合相談コーナー」設置 「第4次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定 「松江市障がい基本計画(第2次)」策定 「松江市消費者教育推進地域協議会」設置
平成 29 (2017)	「人権に関する市民意識調査」実施
平成 30 (2018)	「松江市DV対策実施計画」策定 「松江市消費者教育推進計画」策定 「松江市障がい福祉計画(第5期計画)」・「松江市障がい児福祉計画(第1期計画)」策定 「松江市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度実施要綱」制定
平成 31 (2019)	「松江市人権施策推進基本方針(第二次改定)」策定 「第2期松江市子ども・子育て支援事業計画」策定

※各種計画については、「当初策定」と「直近の改定」したもののみを掲載しています。

(例) 地域福祉計画・地域福祉活動計画は、当初策定の「平成16(2004)」と、直近の第4次の「平成28(2016)」のみ掲載し、第2、3期は省略しています。

国内の主な取り組み

年	事 項
昭和 22 (1947)	「日本国憲法」施行
昭和 40 (1965)	「同和対策審議会」答申
昭和 44 (1969)	「同和対策事業特別措置法」施行
昭和 57 (1982)	「同和対策事業特別措置法」失効 「地域改善対策特別措置法」施行
昭和 61 (1986)	「男女雇用機会均等法」施行
昭和 62 (1987)	「地域改善対策特別措置法」失効 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行
平成 4 (1992)	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行
平成 5 (1993)	「障害者基本法」施行
平成 7 (1995)	「高齢社会対策基本法」施行
平成 9 (1997)	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(一部の経過措置対象事業について5年延長)」施行 『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定
平成 11 (1999)	「男女共同参画社会基本法」施行 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」施行 「人権擁護推進協議会」(人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について)答申
平成 12 (2000)	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「児童虐待の防止等に関する法律」施行
平成 13 (2001)	「人権擁護推進審議会」(人権救済制度の在り方について)答申 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行
平成 14 (2002)	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(一部の経過措置対象事業について5年延長)」失効 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行

年	事 項
平成 15 (2003)	「次世代育成支援対策推進法」施行 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」施行
平成 16 (2004)	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
平成 17 (2005)	「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」施行 「犯罪被害者等基本法」施行
平成 18 (2006)	「障害者自立支援法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行
平成 20 (2008)	「高齢者の医療の確保に関する法律」施行
平成 22 (2010)	「男女共同参画基本計画(第3次)」策定
平成 23 (2011)	「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更 「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」策定 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」改正 「障害者基本法の一部を改正する法律」施行
平成 24 (2012)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」施行 「消費者教育の推進に関する法律」施行
平成 25 (2013)	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」施行 「いじめ防止対策推進法」施行
平成 26 (2014)	「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行
平成 27 (2015)	「生活困窮者自立支援法」施行 「男女共同参画基本計画(第4次)」策定 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」施行
平成 28 (2016)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」施行 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行

国際的な主な取り組み

年	事 項
1948 (昭和 23)	世界人権宣言
1949 (昭和 24)	人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約
1951 (昭和 26)	難民の地位に関する条約
1953 (昭和 28)	婦人の参政権に関する条約
1959 (昭和 34)	世界難民年(1959～1960)
1965 (昭和 40)	あらゆる形態の人権差別の撤廃に関する国際条約
1966 (昭和 41)	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
1966 (昭和 41)	市民的及び政治的権利に関する国際規約
1967 (昭和 42)	難民の地位に関する議定書
1968 (昭和 43)	国際人権年
1970 (昭和 45)	国際教育年
1971 (昭和 46)	人種差別と闘う国際年
1975 (昭和 50)	国際婦人年
1978 (昭和 53)	国際反アパルトヘイト年(1978～1979)
1979 (昭和 54)	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
1979 (昭和 54)	国際児童年
1981 (昭和 56)	国際障害者年
1982 (昭和 57)	南アフリカ制裁国際年
1984 (昭和 59)	拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約
1985 (昭和 60)	国際青年年
1985 (昭和 60)	国連年

年	事 項
1986 (昭和 61)	国際平和年
1989 (平成元)	児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)
1990 (平成 2)	国際識字年
1991 (平成 3)	高齢者のための国連原則
1993 (平成 5)	世界の先住民の国際年
1995 (平成 7)	人権教育のための国連 10 年(1995～2004)
1997 (平成 9)	貧困撲滅のための国連の 10 年(1997～2006)
2000 (平成 12)	児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の 選択議定書
2000 (平成 12)	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定 書
2001 (平成 13)	第2次植民地撤廃のための国際の 10 年(2001～2010)
2001 (平成 13)	世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の 10 年(2001～ 2010)
2001 (平成 13)	人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年
2003 (平成 15)	国連識字の 10 年:すべての人に教育を(2003～2012)
2004 (平成 16)	人権教育のための世界計画
2004 (平成 16)	奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年
2005 (平成 17)	国連持続可能な開発のための教育の 10 年(2005～2014)
2005 (平成 17)	「命のための水」国際の 10 年(2005～2015)
2006 (平成 18)	障害者の権利に関する条約
2006 (平成 18)	強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約
2006 (平成 18) 2007 (平成 19)	「ジョグジャカルタ原則」採択(インドネシア、ガジャ・マダ大学での国際会議) 「ジョグジャカルタ原則」承認(国際連合人権理事会)
2010 (平成 22)	文化の和解のための国際年
2012 (平成 24)	すべての人のための持続可能エネルギーの国際年

松江市人権施策推進基本方針検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 松江市人権施策推進基本方針（以下「基本方針」という。）の改定に当たり、幅広く市民の意見を求めるため、松江市人権施策推進基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本方針改定に関する事項について調査審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織し、市長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、総務部人権施策推進課に置く。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成18年5月16日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行の日以降最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日) この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

松江市人権施策推進基本方針検討委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等	備 考
伊藤 紀子	公募委員	
井原 孝夫	松江市人権教育研究会 会長	
上田 地優	のりこえねっと 紫の風 代表	
木谷 健二	島根県中央児童相談所 判定保護課長	平成30年4月1日から
長谷川 美穂	島根県中央児童相談所 判定保護課長	平成30年3月31日まで
佐々木 和子	松江市高齢者クラブ連合会 女性委員長	
澤 アツ子	公益財団法人21世紀職業財団 島根県・鳥取県駐在代表 (松江市男女共同参画審議会 会長)	
新宮 七美	松江市PTA連合会 副会長	
田中 正彦	松江市企業等同和問題研修推進連絡協議会 会長	
徳若 光代	島根県看護協会 専務理事	
中島 一雄	松江市地域人権教育推進協議会連合会 副会長 松江市公民館長会 会員	
広野 正充	松江市身障者福祉協会 会長	
松浦 ぎん子	松江人権擁護委員協議会 事務局長	副委員長
森本 直人	島根大学 名誉教授	委員長
山口 妙子	国際ネットワークしまね 事務局	
山田 精一	島根県隣保館連絡協議会 会長	

所属等については、平成30年12月21日現在

松江市人権施策推進連絡会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民一人一人の人権が尊重され、差別のない社会の実現をめざして、人権施策を全庁的・効果的に推進するため、松江市人権施策推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事務を行う。

- (1) 人権施策の総合的な連絡調整に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進に関すること。
- (3) 市民啓発、広報活動の総合的、効果的な推進に関すること。
- (4) 人権施策に関する調査及び情報交換に関すること。
- (5) 市職員に対する人権問題研修の計画的、効果的な企画実施に関すること。
- (6) その他目的の達成に必要と認めること。

(構成)

第3条 連絡会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会長)

第4条 連絡会に会長を置き、総務部長をもってあてる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(連絡会)

第5条 連絡会は、会長が必要と認めたときに招集する。

- 2 会長は、必要に応じて第3条で定める者以外の者を連絡会に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 連絡会の運営を補佐するため幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の運営について必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、総務部人権施策推進課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

(別表)

松江市人権施策推進連絡会 構成員

部	委 員
政策部	政策企画課長
総務部	総務部長、人事課長、人権施策推進課長・教育指導官
防災安全部	防災安全課長
財政部	財政課長
産業経済部	商工企画課長
観光振興部	観光文化課長、国際観光課長
市民部	市民生活相談課長、男女共同参画課長
福祉部	福祉総務課長、家庭相談課長、障がい者福祉課長 生活福祉課長
健康部	健康政策課長、健康推進課長
子育て部	子育て政策課長
環境保全部	環境保全課長
歴史 まちづくり部	都市政策課長
都市整備部	管理課長
教育委員会	教育総務課長、学校教育課長、生徒指導推進室長 発達・教育相談支援センター長、生涯学習課長

松江市人権施策推進基本方針第二次改定経過

時 期	実 施 内 容
平成 29 年 9 月 12 日～9 月 30 日	人権に関する市民意識調査
平成 29 年 10 月 16 日	松江市地域人権教育推進協議会連合会
平成 29 年 11 月 14 日	平成 29 年度松江市人権施策推進連絡会
平成 30 年 2 月 1 日	第 1 回松江市人権施策推進基本方針検討委員会
平成 30 年 3 月 12 日	松江市地域人権教育推進協議会連合会代表者会
平成 30 年 5 月 30 日	第 2 回松江市人権施策推進基本方針検討委員会
平成 30 年 8 月 8 日	平成 30 年度第 5 回教育委員会会議にて第 2 次改定について報告
平成 30 年 8 月 21 日	第 3 回松江市人権施策推進基本方針検討委員会
平成 30 年 9 月 27 日～10 月 29 日	松江市人権施策推進基本方針（第二次改定案）に対する意見募集（パブリックコメント）
平成 30 年 10 月 18 日	松江市地域人権教育推進協議会連合会代表者会（パブリックコメントについて）
平成 30 年 12 月 21 日	第 4 回松江市人権施策推進基本方針検討委員会
平成 31 年 1 月 28 日	平成 30 年度松江市人権施策推進連絡会
平成 31 年 3 月 25 日	平成 30 年度第 15 回松江市教育委員会会議にて承認

松江市人権施策推進基本方針

平成19年3月策定
平成25年3月改定
平成31年3月改定

松江市 総務部 人権施策推進課

〒690-8540 島根県松江市末次町86番地

TEL 総務係 0852-55-5331

学校人権教育係 0852-55-5425

啓発推進係 0852-55-5426

E-mail jinken@city.matsue.lg.jp

ホームページ

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/shiminsoudan/jinken/>